



須賀川市公共施設白書

平成 27 年 2 月

須賀川市

はじめに

本市では、市民サービスの向上を図るために、学校、幼稚園、保育所などの教育・保育施設、公民館や図書館、文化センター、体育館などの文化・体育施設、保健センターやデイサービスセンターなどの保健福祉施設などこれまで様々な公共施設の整備を進めて参りました。

しかし、多くの公共施設が建築年から年数が経過しており、老朽化が進み、大規模な改修を必要とする時期が、同時期に集中することが予想されます。

また、本市を含め、全国的に人口減少が進んでいることや、年齢別の人口構成の変化に伴い、既存の公共施設の用途が現状に合っていない、または、新しい機能を持った公共施設が必要となるなど、既存の公共施設と市民が求める行政サービスとのかい離が生じる可能性も考えられます。

一方、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、既存の公共施設の全てを現状のまま維持していくことは、難しいと予測されます。

こうした背景を踏まえ、本市では公共施設の全体像の把握を行い、維持管理や改修にどのくらいの費用がかかっているのかを、市民の皆さんに「見える化」し、今後の公共施設のあり方について検討するための基礎資料とすることを目的に、「須賀川市公共施設白書」を作成しました。

今後、本白書を活用して、施設の適正配置や効率的な利活用を図るなど、公共施設マネジメントに取り組んで参ります。

目次

第1章	公共施設白書について	1
第1節	公共施設白書作成の目的	
第2節	白書で対象とする公共施設	
第2章	人口・財政の状況	
第1節	人口	2
第2節	財政状況	3
	1 歳入の推移	
	2 歳出の推移	
第3章	公共施設の保有状況	
第1節	用途別施設の保有状況	5
第2節	保有施設の築年別整備状況	7
第3節	公共施設の今後について	8
第4章	公共施設個別データ	9

第1章 公共施設白書について

第1節 公共施設白書作成の目的

公共施設は、人口増加、経済成長そして市民の行政ニーズの多様化を背景に建設が進められ、市民の行政サービスの拠点として現在に至っています。

しかしながら、全国的に公共施設の更新（改修や建替え）問題への解決が求められており、本市においても課題となっています。

その理由として次の2点が挙げられます。

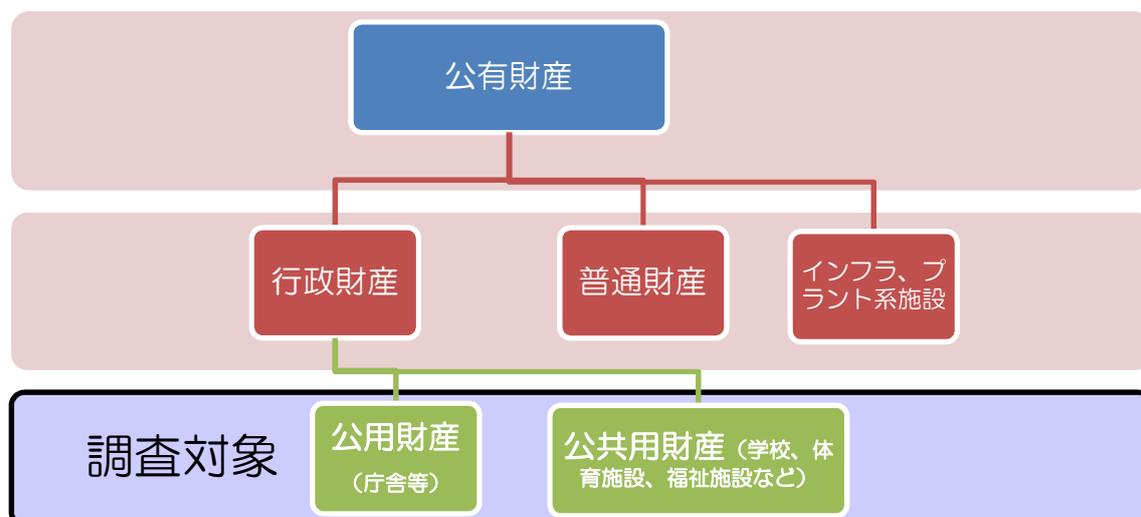
- (1) 現在と同様の数の公共施設を今後も維持運営していくためには、多額の費用を要することが予想される。
- (2) 建築年数が30年以上の建物が多く、老朽化に対応するための大規模改修、耐震化など安全性を高める改修工事など、建物の適切な維持修繕が必要となっている。

今回、白書を作成した目的として、これらの問題を解決するために、各部署が所管している公共施設の現状を明らかにし、今後の公共施設の再編又は複合化などの基本方針策定の基礎資料として使用したいと考えています。

第2節 白書で対象とする公共施設

平成25年3月31日現在の、公共施設（行政財産）を対象とします。ただし、道路や橋りょう、上下水道などのインフラ系施設、污水处理施設などのプラント系施設、また、公園の四阿や便所などを除き、建築物（ハコモノ）のみを対象としています。

図1 白書で対象とする公共施設



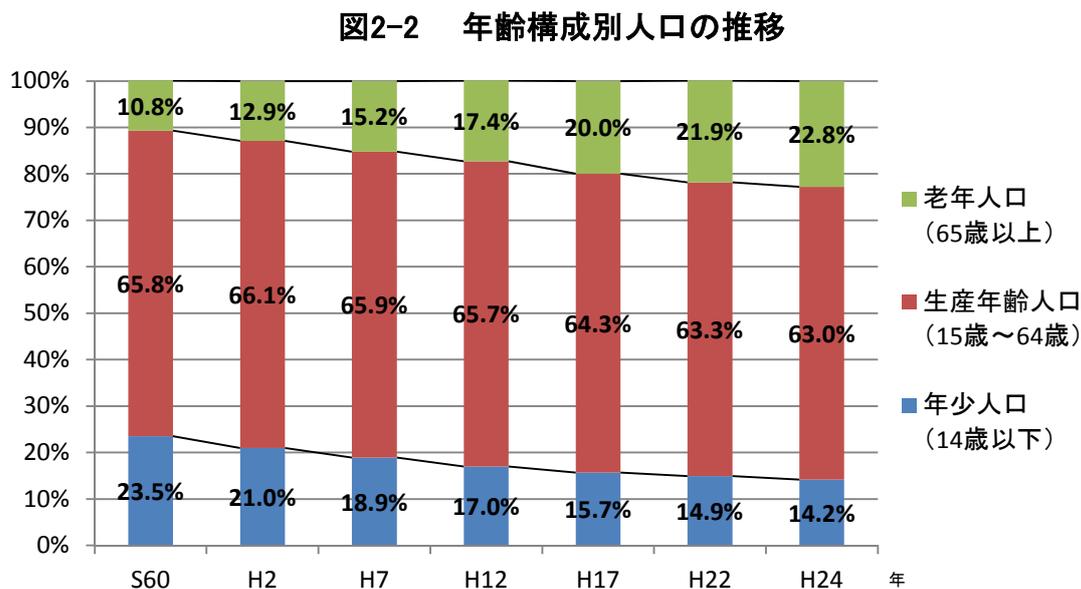
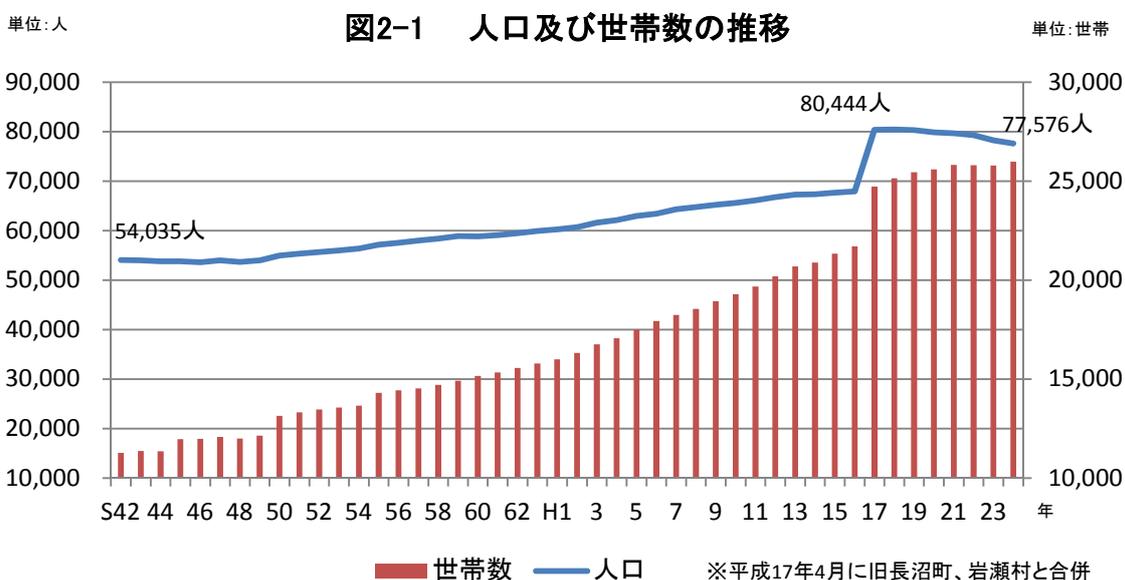
第2章 人口・財政の状況

第1節 人口

本市の人口の推移(図2-1)は、旧大東村と合併した昭和42年には54,035人でしたが、平成17年には旧長沼町、岩瀬村と合併し8万人を超えました。

その後、緩やかに減少傾向が続き、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響もあり、平成24年の調査では77,576人となっています。

また、年齢構成別人口の推移(図2-2)を見ると、昭和60年には年少人口(14歳以下)が総人口の23.5%、老年人口(65歳以上)が10.8%でしたが、平成24年には年少人口が9.3%減少しているのに対し、老年人口が2倍以上の22.8%を占めており、少子高齢化が進行しています。

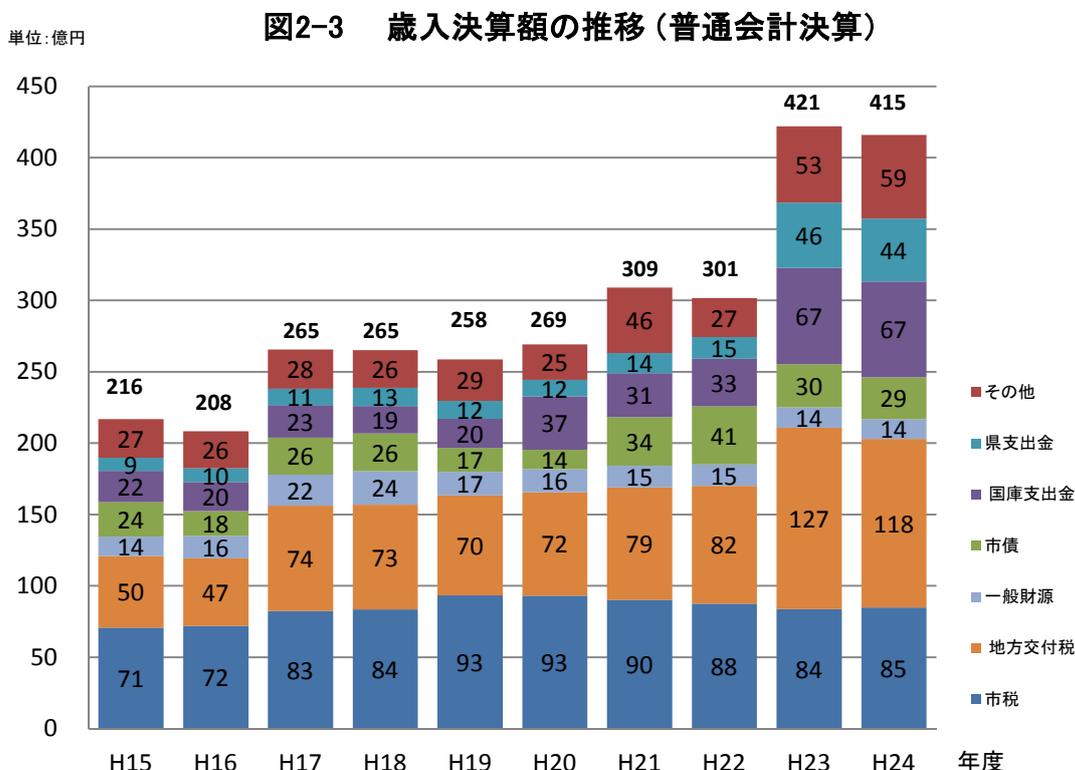


第2節 財政状況

1 歳入の推移

本市の普通会計歳入決算額は、平成17年度に合併を行ったため、地方交付税の特例措置により全体的に増加していますが、10年後の平成27年度には特例措置が終了し、経過措置により段階的に減少することが予想されます。また、図2-3を見ると、平成23、24年度は震災復興特別交付税などにより大幅に地方交付税の割合が増加しています。あわせて、震災復興交付金や災害復旧に係る国・県支出金の割合も増加しています。

市税については、歳入全体の3割超を占めており、平成19年度に増額となった後、減少傾向が続いています。



【用語の説明】

- 普通会計・・・地方公共団体ごとに各会計が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較をするため、統計上用いられる会計区分。
- 地方交付税・・・地方公共団体の自主性を損なわず、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために国税の一定割合の額を国が地方公共団体に交付する税。
- 国庫支出金・・・国と地方公共団体の経費区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。
- 県支出金・・・県からの市町村に対する支出金。
- 市債・・・地方公共団体の長期借入金。

2 歳出の推移

図 2-4 を見ると本市の普通会計歳出決算額は、平成 23、24 年度の決算額が多くなっていますが、これは東日本大震災による災害復旧に係る事業費が影響しています。

性質別に見ると図 2-5 のとおり義務的経費の中でも、扶助費が増加傾向にあり、平成 23 年度以降大幅に増加しています。

投資的経費は、東日本大震災以前は 40 億円前後で推移していましたが、東日本大震災以降は、災害復旧や普通建設事業費が増大したことで平成 23 年度以降大幅に増加しています。

図2-4 歳出決算額の推移（普通会計決算）

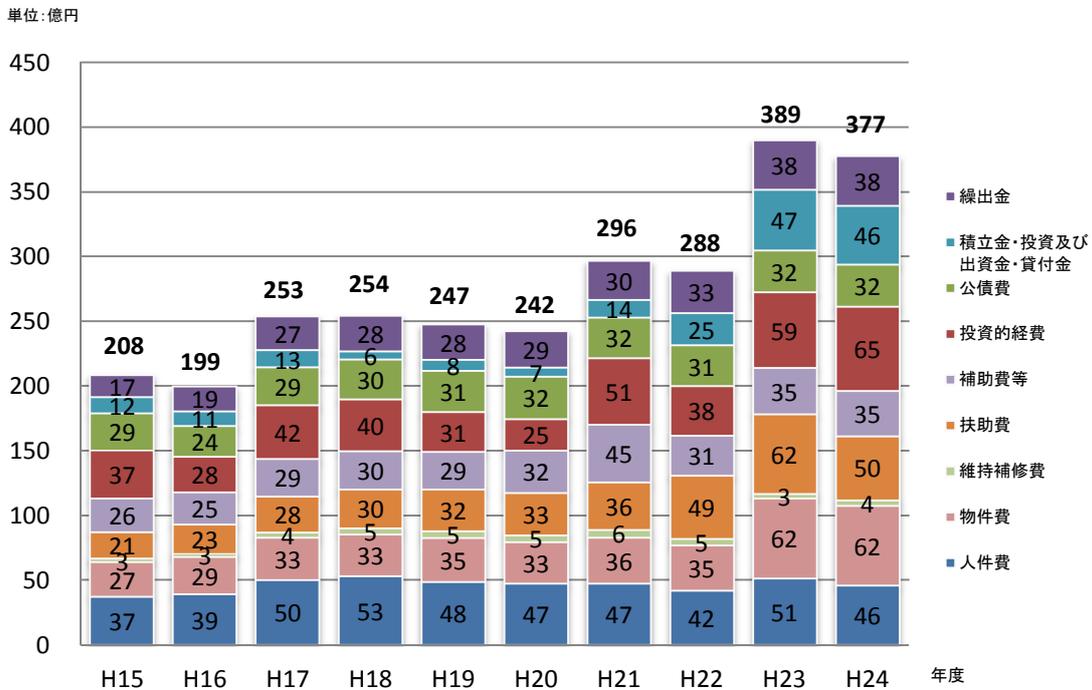
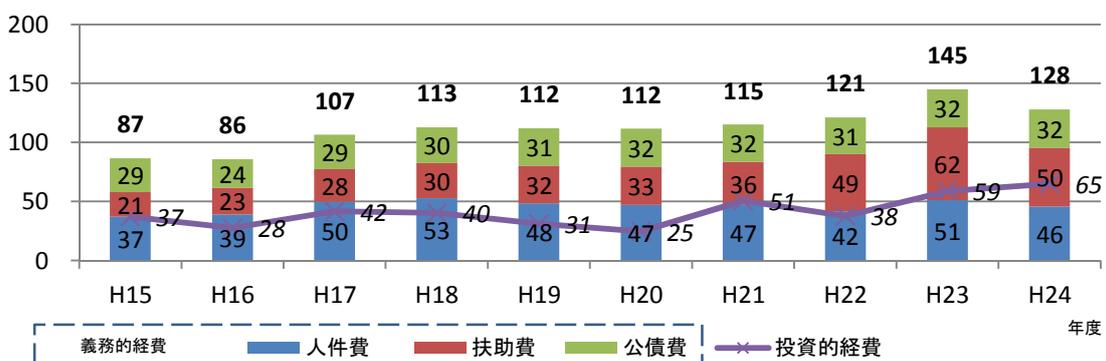


図2-5 義務的経費・投資的経費の推移（普通会計決算）



第3章 公共施設の保有状況

第1節 用途別施設の保有状況

本市が保有している施設（建築物）には、市役所や支所のように市の事務所として使用されている施設（公用財産）や、学校、公民館、図書館など広く市民に利用されている施設（公共用財産）があります。

また、市民温泉のように老人福祉センターとデイサービスセンターなど複数の建物が同じ敷地内にある併設施設や、大東公民館のように市民サービスセンターと大東児童クラブといった行政機能が一つの建物にある複合施設などがあります。

平成25年3月31日現在、本市の保有施設数は258施設、延床面積300,910.64㎡となっています。

○表1 用途別施設の保有状況一覧（公共施設白書対象施設）

施設分類	施設数	延床面積（㎡）	面積割合
庁舎等	7	7,066.46	2.3%
子育て支援施設	30	14,175.99	4.7%
福祉施設	11	6,954.39	2.3%
保健施設	3	3,855.81	1.2%
商工観光施設	11	6,257.86	2.0%
農業施設	2	2,220.05	0.7%
市営住宅	19	67,043.95	22.2%
消防施設	81	3,878.09	1.2%
学校	27	135,052.79	44.8%
生涯学習施設	9	15,488.34	5.1%
公民館	9	7,710.48	2.5%
体育施設	18	26,485.58	8.8%
その他	31	4,720.85	1.5%
合計	258	300,910.64	

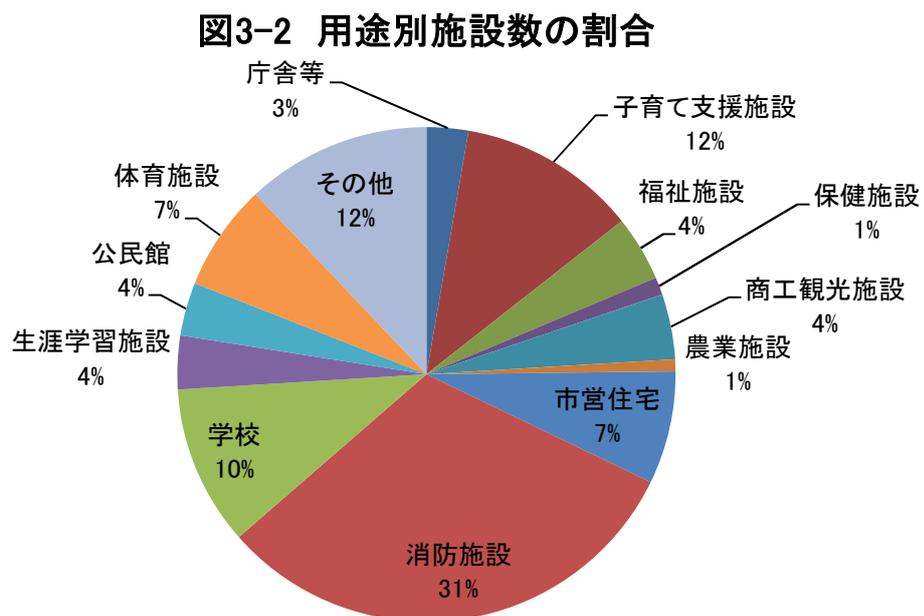
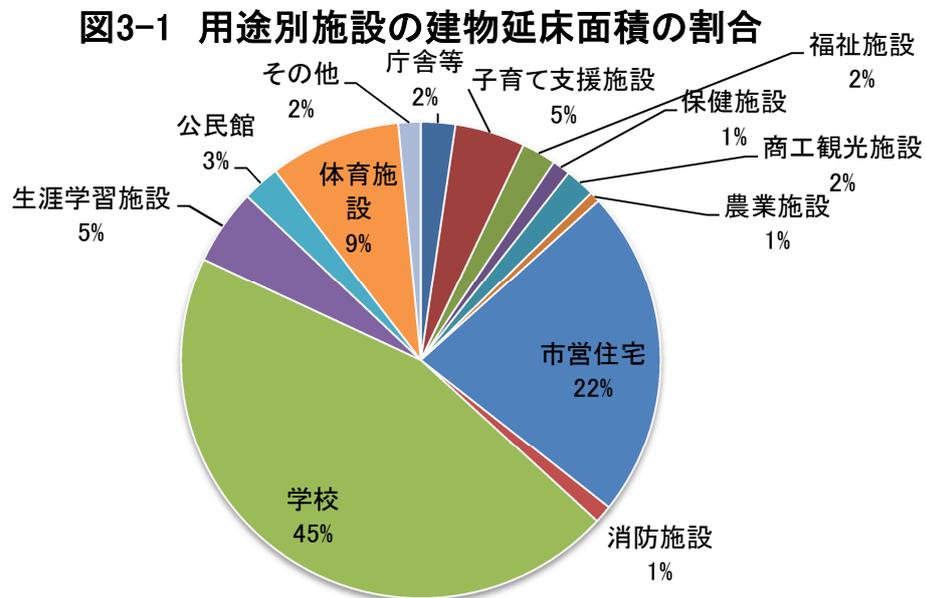
※1 公共施設白書対象施設のデータであるため、決算書とは一致しません。

※2 面積割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計で100%とはなりません。

本市の施設の建物延床面積を、用途別割合で見ると、図 3-1 のように学校が全体の 45%を占めており、次いで市営住宅、体育施設が大きな割合を占めています。

また、図 3-2 の用途別施設数の割合では、消防施設が最も多くなっています。

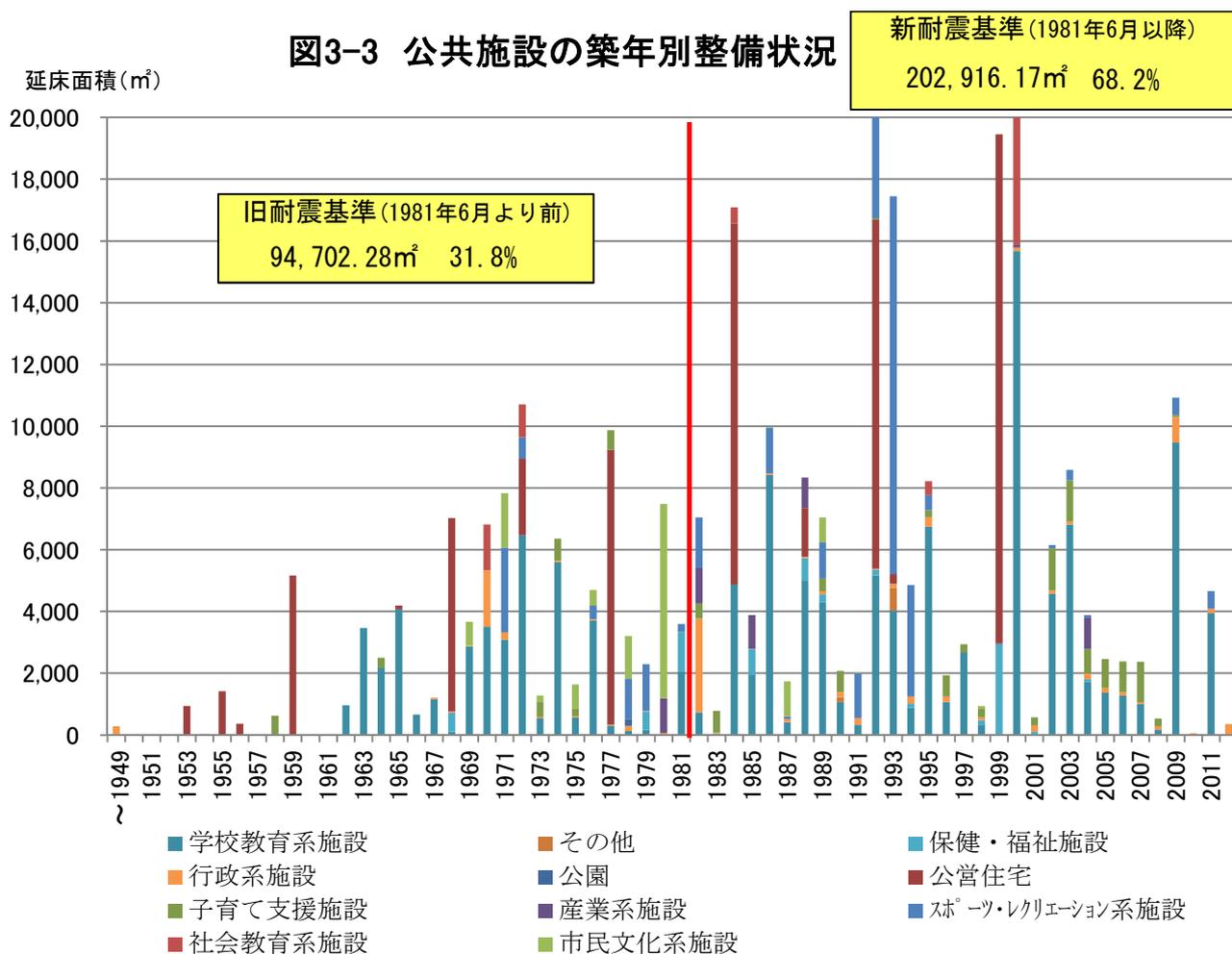
これらのデータから、平成 25 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口で施設の総延床面積数を除した、本市の人口 1 人当たりの公共施設の延床面積は、3.83 m²となり、総務省が平成 24 年 3 月に発表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」の全国平均(加重) 3.22 m²を 0.61 m²上回っています。



第2節 保有施設の築年別整備状況

本市の公共施設の築年別整備状況（図3-3）を見てみると、1960年代後半から1970年代前半にかけて、また1980年代以降も10年程度の間隔で大きく整備が行われていることが分かります。

建築基準法で新耐震基準が導入された、1981年（昭和56年）6月より前と以降の延床面積の割合では、新耐震基準が68.2%、旧耐震基準が31.8%となっています。



※1 総延床面積は建築年度不明の施設があるため、表1で記載している面積とは異なります。

※2 施設区分は、総務省ホームページ上の更新費用試算ソフトに基づき区分したものであり、表1の区分とは異なります。

第3節 公共施設の今後について

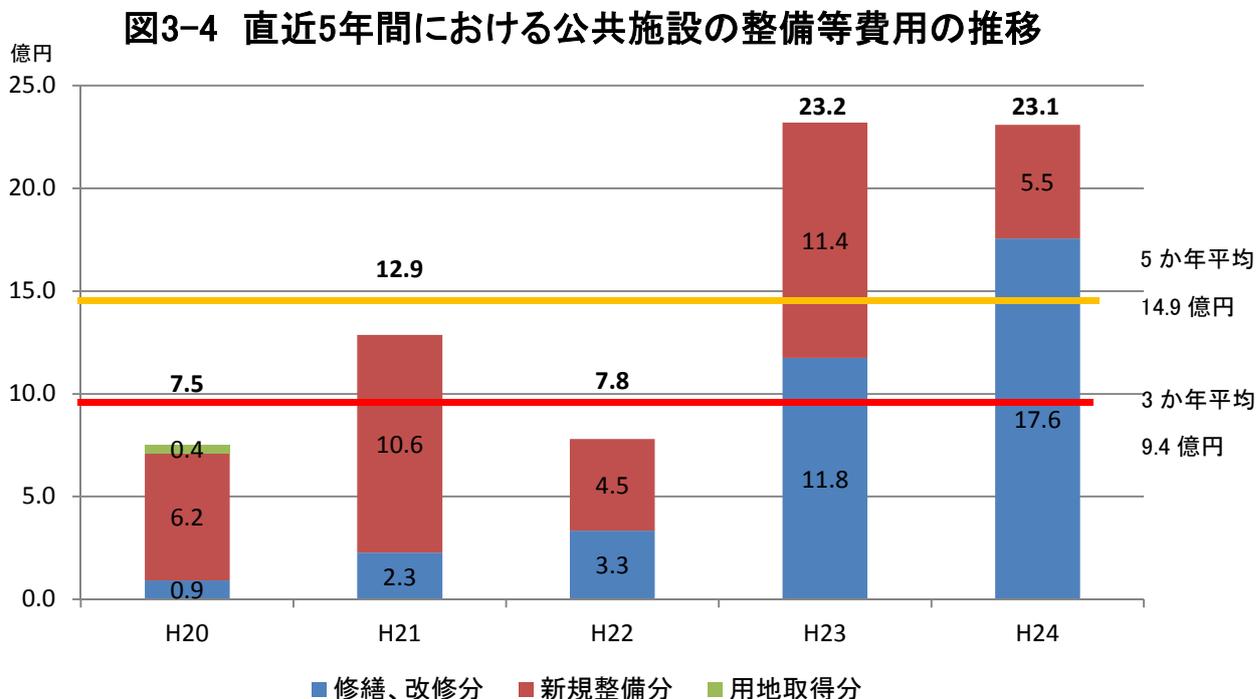
本市において、平成20年度から平成24年度までの5年間に、公共施設の新規整備及び改修等に要した経費を平均すると、年間約14.9億円となります。

ただし、このうち平成23年度と平成24年度の2年間分には東日本大震災により被災した施設の復旧経費が加わっており、通常要する金額を大きく上回っているため、これを除く3年間分のみを平均すると年間約9.4億円となります（図3-4参照）。

今後、施設の老朽化が進む中、施設を快適かつ安全に使用するためには、大規模な修繕または建替えが必要となることが予想され、多額の費用を要することとなります。

その一方で、人口減少や少子高齢化の進行、社会保障費の増大などにより、地方公共団体の財政状況はますます厳しさを増していくことが予想され、公共施設の維持管理のための財源確保が大きな課題となっています。

本市では、これらの課題を解決していくために、次年度以降、公共施設に関する基本方針を定め、財政状況を勘案しながら施設の適正配置の推進、また、予防的修繕や改修工事の実施による施設の長寿命化などに計画的に取り組んで参ります。



第4章 公共施設個別データ

公共施設の現状を把握するために、各施設ごとの土地、建物の状況、そして利用状況や施設の運営及び維持管理に要するコスト（費用）を施設カードとして取りまとめました。

これにより、施設に要する利用者1人当たりのコストや市民1人当たりのコスト、延床面積1㎡当たりのコストを算出でき、施設に要するコスト意識を市民の皆様にも再認識していただくとともに、類似施設の比較や利用頻度に見合うコストとなっているかなど、多面的な視点から公共施設を見直すことができます。

なお、施設カードは次に定める条件により作成しており、コストはあくまでも目安となっています。

○施設カードは、次の項目により記載しています。

- 1 データ基準日 平成25年4月1日を基準日としています。
- 2 土地の状況
 - (1) 住所 主たる建物の所在地を記載しています。
 - (2) 敷地面積 主たる建物の敷地面積と、従たる建物の敷地面積の合計を記載しています。借地面積も同様です。
- 3 建物の状況
 - (1) 複合施設 同じ建物内に複数の行政機能がある施設をいいます。
 - (2) 併設施設 同じ建物でも機能ごとに出入口が異なっている場合や同一敷地内に建設されている施設をいいます。
- 4 維持管理及び運営の状況
 - (1) 利用状況 各施設の延べ利用者人数を記載しています。なお、統計を取っていない場合「不明」と記載しています。
 - (2) 管理形態 市がその施設を直接運営している場合は「直接運営」、指定管理者制度を導入して運営している場合は「指定管理」、業務を民間委託している場合は「業務委託」又は「一部業務委託」としています。
- 5 施設コスト
 - (1) 財源合計額は、施設利用料金のほか、国県からの支出金等を除いた額を一般財源（市費）としています。
なお、運営形態が「指定管理」の場合、財源内訳の利用料等は、直接市の収入となる施設のみ記載しています。
 - (2) 人件費 職員1人当たりの年間平均給与額及び臨時職員等の年間平均賃金額に職員数を乗じた金額としているため、実際の決算額とは異なります。

(3) 維持管理コスト

施設を維持管理していくために必要な経費です。具体的には、修繕費用や火災保険料、施設の保守点検業務委託などの委託料、修繕より規模の大きな工事費用などが含まれます。

また、常時施設の維持管理を行っているわけではありませんが、維持管理担当職員の人件費を便宜上含めています。(複合・併設施設は計上していない場合もあります。)

(4) 運営コスト

施設の運営に必要な経費です。具体的には、行政サービスを提供するための電気、水道などの光熱水費や灯油、ガソリンなどの燃料費、指定管理制度を導入している場合はその委託料、その他個々の施設で提供するサービスに関する費用が含まれます。

人件費は、施設の維持管理担当職員を除いた職員の人件費を記載しています。ただし、支所庁舎については維持管理担当部署の人数分を記載しています。

6 利用者1人当たりのコスト

(①維持管理コストと②運営コストの合計額) ÷平成24年度の利用者数

7 市民1人当たりのコスト

(①維持管理コストと②運営コストの合計額) ÷平成25年4月1日現在の住民基本台帳人口(78,483人)

8 延床面積1㎡当たりコスト

(①維持管理コストと②運営コストの合計額) ÷施設の延床面積